

「遺言書」があり、「遺産執行者」がない場合

ご提出いただく書類は以下のとおりです。

原本をご提出いただく書類につきましては、当金庫にてコピーをとらせていただき、原本をご返却いたします。

相続の対象となるご預金のお取引内容によっては、下記と異なる場合もございます。

	ご提出いただくもの	補足説明	入手先	ご提出のタイミング
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本等（原本） （発行日より1年以内）	被相続人さまの死亡が確認できる戸籍謄本等が必要です。 ※当金庫の相続資金を引き継いだ相続人さまの氏名が遺言書と印鑑証明書で異なる場合、相続人さまの戸籍謄本をご提出いただくことがあります。	市区町村 役場	1回目のご郵送
<input type="checkbox"/>	印鑑証明書（原本） （発行日より6カ月以内）	当金庫の相続資金を引き継いだ相続人さまの印鑑証明書をご用意ください。	市区町村 役場	
<input type="checkbox"/>	遺言書（原本）	自筆証書遺言の場合、家庭裁判所発行の検認証明書（原本）もご用意ください。	お客様	
<input type="checkbox"/>	相続関係届出書	当金庫の相続資金を引き継いだ相続人さま全員の署名・捺印が必要です。	当金庫より ご郵送	2回目のご郵送
<input type="checkbox"/>	被相続人さまの通帳・ お取引証等	見つからない場合、相続関係届出書の所定の欄を○で囲んでください。	お客様	